

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	敬老週間事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	山田正枝	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	敬老週間行事費(16-20-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	46年度	根拠	荒川区敬老品贈呈事業実施要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区山谷地域敬老会事業補助金交付要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	節目年齢を迎える高齢者に対して敬老祝品を贈呈することで、区内の高齢者の長寿と健康をお祝いする。山谷地域の簡易宿泊所に宿泊する高齢者の慰安と激励を図るため、地域のレクリエーションを主催する（財）城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）に補助金を交付する。				
対象者等	喜寿（数え77歳）・米寿（数え88歳）・白寿（数え99歳）、長寿（満100歳）の高齢者（財）城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）				
内容	敬老祝品 荒川区商店街連合会発行の区内共通お買い物券を贈呈 ・喜寿・米寿・白寿は9月上旬頃に民生委員が訪問し贈呈（喜寿5,000円・米寿10,000円・白寿30,000円・長寿50,000円） ・長寿者（満100歳）祝品は、希望者は区長等が訪問して花束と共に贈呈。辞退者は祝品のみ担当職員が訪問して贈呈。なお、満100歳超で高齢者訪問を希望した者については、訪問の際に花束を贈呈 山谷地域敬老会補助（財）城北労働・福祉センターの敬老事業(レクリエーション事業)に対して補助金を交付する。 長寿慶祝の会（06-03-10参照）も同時期に行っている。				
経過	・敬老金（75歳以上）昭和33年度開始～平成9年度末で廃止 ・高齢者訪問（99歳以上）昭和46年度開始～平成9年度末で廃止 ・敬老祝品 昭和40年度開始 品物を贈呈（喜寿・米寿） 平成10年度改正 敬老金等の廃止に伴い、現行の金額へ増額、白寿を追加する。 平成11年度改正 区内共通お買い物券へ変更 ・山谷地域敬老会補助 昭和61年度開始150,000円平成13年度改正240,000円（台東区とあわせる）				
必要性	区民の長寿と健康をお祝いする事業は、区の事業として必要性がある。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 敬老祝品 祝品を地区民生委員別に仕分ける作業をシルバー人材センターへ委託 長寿慶祝の会 荒川区社会福祉協議会が開催する長寿慶祝の会を支援する。 （19年度補助金2,549千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	16,984	14,535	15,823	16,365	17,510	18,918	19,297	
決算額（20年度は見込み）	14,598	14,495	15,290	15,937	16,902	17,949	19,297	
人件費				2,758	2,733	2,477		
【事務分担量】（%）				32	32	817		
合計（+）	14,598	14,495	15,290	18,695	19,635	20,426	19,297	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	14,598	14,495	15,290	18,695	19,635	20,426	19,297	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	喜寿	1,573	1,500	1,684	1,671	1,641	1,663	1,844
	米寿	539	510	515	493	603	620	661
	白寿	18	21	29	58	48	53	58
	長寿	7	16	8	10	16	28	23

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
一般需用費	敬老祝品	16,475	敬老祝品	17,505	敬老祝品	18,720	
	その他消耗品	86	その他消耗品	100	その他消耗品	197	
	祝辞印刷	49	祝辞印刷	52	祝辞印刷	73	
	入院者への郵送料	0	入院者への郵送料	0	高齢者訪問意向調査郵送料	9	
	祝品包装作業委託	52	祝品包装作業委託	52	祝品包装作業委託	58	
負担金補助	240	山谷敬老会への補助	240	山谷敬老会への補助	240		

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	敬老祝品贈呈数	2232件	2308件	2364件	2586件	2500件	実際の贈呈件数
	高齢者人口	39,224	40,211	41,224	42,193	-	65歳以上人口 (各年度4月1日現在)

（問題点・課題分析）	高齢者人口の増に伴い、対象者が毎年増加している。
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区） 台東区 100歳 記念植樹

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者人口の増加に伴い規模は増加するが、当面は現行のまま実施する。

議会議決要旨	平成12年三定 福祉切捨ての見直しを求める。共産党区議 平成13年保健福祉委員会 長寿慶祝の会の招待者の年齢の変更についての報告（節目年齢への変更） 結果、対象年齢は従来どおり 平成13年予算特別委員会 長寿慶祝の会の開催内容について 共産党など
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	高齢者総合相談窓口	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	与儀恵子	内線	2679
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	高齢者福祉事業事務費(16-35-40-01) 家族介護支援事業費（53-70-60-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	59年度	根拠	地域保健法、介護保険法、健康増進法、
終期設定	有	無	年度	法令等	精神保健福祉法
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	<p>1 おとしよりなんでも相談窓口の運営 高齢者の健康づくりや生きがいづくり、ひとり暮らし高齢者の生活支援、介護が必要な高齢者及びその家族に対する区の保健福祉サービスの情報提供や病院・施設への入所相談など、高齢者に関する総合的な相談窓口を運営する。</p> <p>2 認知症専門相談 認知症やその他の精神疾患（疑いを含む）のある高齢者の精神保健福祉に関する相談を精神科医師と保健師が行う。</p> <p>3 認知症高齢者を支える家族の会（銀の杖）支援 家族団体の活動に要する費用の一部を助成することにより、家族団体の活動の充実を図り、認知症高齢者の福祉の向上を図る。</p>				
対象者等	<p>1 概ね65歳以上の高齢者及びその家族</p> <p>2 介護サービス事業者や関係機関</p> <p>3 認知症者の家族</p>				
内容	<p>1 おとしよりなんでも相談窓口の運営 再任用及び再雇用職員3名体制（窓口2名）</p> <p>2 認知症専門相談 精神科医師による面接相談及び訪問相談を予約制で行っている。（月4回、13～15時の2時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症等の診断 ・ 専門医療機関の紹介 ・ 介護や精神保健福祉情報の提供等 <p>3 荒川区認知症高齢者を支える家族の会に補助金を交付するとともに、保健師を派遣し、会の運営を支援する。</p>				
経過	<p>高齢者の精神保健相談は、平成11年度までは高齢者福祉課が認知症相談を、保健所が精神保健福祉相談で月2回ずつ対応してきた。 平成12年度からは高齢者福祉課が高齢者専門相談として、月4回実施している。</p>				
必要性	<p>おとしよりなんでも相談及び認知症専門相談は、高齢者等が適切な保健福祉サービスや介護サービスを受けられるようにするために必要である。</p>				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p>				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	1,244	1,241	1,238	1,245	1,239	1,239	1,624
	決算額（20年度は見込み）	1,220	1,204	1,206	1,228	1,107	1,084	1,624
	人件費				17,492	16,558	7,623	
	【事務分担量】（%）				420	410	455	
	合計（+）	1,220	1,204	1,206	18,720	17,665	8,707	1,624
	国（特定財源）					430	419	640
	都（特定財源）					215	210	321
その他（特定財源）					418	450	621	
一般財源	1,220	1,204	1,206	18,720	16,602	7,628	42	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	おとしよりなんでも相談件数	3,804	4,416	4,845	5,103	5,244	4,313	4,700
	認知症相談件数	91	85	78	84	82	68	96

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	精神科医報酬	1,063	精神科医報酬	1,037	精神科医報酬	1,482
	一般需用費	窓口消耗品	2	窓口消耗品	5	窓口消耗品	45
	備品購入費					相談室用衝立	55
	負担金補助及び交付金	認知症家族会補助	42	認知症家族会補助	42	認知症家族会補助	42

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	相談件数（認知症）	84	82	68	100	-	平成20年度は見込み
	相談件数（なんでも相談）	5,103	5,244	5,135	5,200	-	平成20年度は見込み
	会員数	81	75	85	90	-	荒川区認知症高齢者を支える家族の会

（問題点・課題）	<p>1 高齢化が進展し、認知症や妄想性障害などの精神に疾患を持つ方が増加の一途をたどっている。しかしながら、区内には精神科を専門とする診療所が6か所、入院医療機関は皆無であり、非常に少ない現状である。</p> <p>2 高齢者の精神疾患は早期に発見し、適切な治療に繋げる必要があり、区が実施する専門相談は非常に重要な役割を担っている。</p> <p>3 介護サービス事業者が認知症者等の支援にあたり、高齢者専門相談を利用する事例が増えている。関係者が高齢の精神障害者の処遇について、専門的な助言指導を受けられ仕組みをつくる必要がある。</p> <p>4 認知症を支える家族の会（銀の杖）の会員が高齢化しており、会員自身の介護予防に取り組みながら活動を行っている。</p> <p>5 銀の杖は介護者懇談会を行い、介護や精神疾患やなどの相談を担っている。高齢者福祉課と地域包括支援センターが会場に向き支援している。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 なし 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>単身または家族基盤が脆弱な認知症者や妄想性障害のある高齢者が増加しており、精神科医師による個別相談の他、関係者への指導・助言を行う。</p>	<p>相談回数を増やし、相談体制を強化することにより、増加傾向にある相談件数に適宜対応することが出来る。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	高齢者が抱える様々な相談に適宜対応するため、高齢者に関する総合的な相談窓口を設置する。

況議（要旨）問状	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	養護老人ホーム措置	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	山根恭子	内線	2671
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	養護老人ホーム措置(16-05-33-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	41年度	根拠	老人福祉法第11条第1項
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区老人ホーム入所判定委員会設置要綱
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。				
対象者等	環境上及び経済的理由により居宅において生活することが困難な65歳以上（特段の事情のある場合は65歳未満も含む）の者で低所得者。				
内容	<p>養護老人ホームは、老人福祉法第11条に規定されている老人福祉施設である。 区では区内・近隣の施設に入所措置している。</p> <p>[措置要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上 ・経済上(生保受給者等)、環境上(簡易宿泊所・更生施設入所、家庭環境等)の理由により居宅において生活することが困難な者 <p>[措置手続]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所申請受理 ・実態調査(訪問・面接) ・入所判定委員会 ・入所(立会い・移送) <p>[入所判定委員会委員の構成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師2名(荒川区医師会推薦医師) ・養護老人ホーム施設長 ・荒川区保健所長 ・高齢者福祉課長 ・老人福祉指導主事(高齢者サービス調整係長) ・老人福祉担当者(ケースワーカー) <p>[自己負担金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収金額 前年収入に応じ国が定めた基準(平成18年1月24日 老発第0124001号「老人福祉法第11条による措置事務の実施に係る基準」)に基づき徴収する。毎年7月1日に改定する。 ・徴収方法 当月分納付書を翌月に入所者及び扶養義務者宛てに郵送。滞納が生じた場合は、滞納している者と区で分納計画を取り交わし徴収している。 				
経過	昭和41年より、老人福祉法11条を根拠に実施。 平成12年10月～ 費用徴収基準1階層の者については、介護保険料が措置費に加算される。 平成14年4月1日 養護老人ホーム(千寿苑)開設。(60床 荒川区枠は17床) 平成18年4月より、法改正で外部の介護保険サービス併用可(将来的にはケアハウスの形態に転換)				
必要性	法定措置事務として、要援護高齢者を支援するために継続して実施する必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	187,280	183,237	176,567	183,606	184,396	183,147	180,755	
決算額(20年度は見込み)	174,412	182,697	176,276	178,248	165,474	174,104	180,755	
人件費				12,929	11,529	7,686		
【事務分担量】(%)				150	135	90		
合計(+)	174,412	182,697	176,276	191,177	177,003	181,790	180,755	
国(特定財源)	75,837	75,198	76,366	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	
都(特定財源)	23,898	24,999	24,755	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	
その他(特定財源)	20,719	22,248	19,197	18,359	15,768	15,872	14,875	
一般財源	53,958	60,252	55,958	172,818	161,235	165,918	165,880	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	措置件数	87	91	88	89	85	85	85
	措置施設数	22	23	22	22	22	21	20

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	委託料	支払代行事務	547	支払代行事務	576	支払代行事務	544
	扶助費	措置費	164,927	措置費	173,528	措置費	180,211

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
			措置件数	89	85	85	
	措置実施施設数	22	22	20	21	-	3月末現在措置中施設数

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム入所後、集団生活・規律生活へ順応できず自己判断で退所する事例が増えている。 ・身体状況から特別養護老人ホームの入所が適当となった場合に、社会的入院を解消しすみやかに特別養護老人ホームに移行できるよう支援するシステムが必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
被措置者との対面指導を強化する。	自己判断による退所を抑止する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定措置事務であり、現状の規模で実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホーム（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	山根恭子	内線	2671
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	特別養護老人ホーム(16-05-66-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	老人福祉法第11条第2項
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区における老人福祉法に規定するやむをえない事由による措置に関する要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な高齢者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する施設に入所することが著しく困難であると認めるときに、特別養護老人ホームに入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。				
対象者等	本人または親族等では適切な介護サービスの契約締結が困難な高齢者				
内容	<p>老人福祉法に基づき福祉事務所長が施設の入所手続きを行う。 家族による経済的虐待等を受けており本人負担が困難な場合は、施設利用料を扶助する。 また、やむを得ない事由が消滅したときに措置を解除し、契約に移行する。</p> <p>[措置要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定において要介護状態に該当 ・健康状態が入院加療を要する病態でないこと、及び感染症を有し他の入所者に感染させる恐れがないこと ・やむを得ない事由によること <p><やむを得ない事由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合 ・認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合 <p>[措置手続]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所申請受理 ・実態調査（訪問・面接） ・入所判定委員会 ・入所（立会い・移送） <p>[扶助内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本サービス 利用額×1割×日数 ・保険外負担金（居住費+食費+その他措置に要する費用）×日数 ・移送費 <p>[自己負担金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収金額 利用料扶助費全額 ・徴収方法 <p>当月分納付書を翌月に施設宛てに送付。経済的虐待等を受けていた場合等で、措置時に必要な収入が確保できなかった場合は、収入の充当ができた時、成年後見人が選任された時 または、支弁に応じる家族が現れた時点で入所時に遡及して徴収する。</p>				
経過	平成12～15年度 利用実績なし 平成16年度 1件 平成17年度0件 平成18年度2件 平成19年度15件				
必要性	法定措置事務として、要介護高齢者の健康の保持と生活の安定を図るために、必要な事業である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	837	853	40	335	806	791	4,952	
決算額（20年度は見込み）	0	0	25	0	104	2,671	4,952	
人件費				11,205	11,102	12,383		
【事務分担当】（%）				130	130	145		
合計（+）	0	0	25	11,205	11,206	15,054	4,952	
国（特定財源）	0	0	0	0	0			
都（特定財源）	0	0	0	0	0			
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	902	4,952	
一般財源	0	0	25	11,205	11,206	14,152	0	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
措置件数	0	0	1	0	2	15	12	
措置施設数	0	0	1	0	1	9	-	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		扶助費	介護給付本人負担分	50	介護給付本人負担分	1,118	介護給付本人負担分
保険外本人負担	54		保険外本人負担	1,553			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	措置件数	0	2	15	12	-	
	措置施設数	0	1	9	-	-	

問題点・課題	円滑に迅速に措置できるように、安定的な措置先の確保が必要である。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区） H19 台東区2件、北区3件、文京実績なし 他区も、措置時期のタイミングにベット確保ができず苦慮している。

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	近隣の新規施設や空床について、定期的に情報収集を行う。	安定的な措置先の確保が見込める。
	荒川区が助成している区外特養への措置依頼協力の連携を深める。（懇談会開催等）	さらなる連携を深めることにより、緊急時のベッド確保の協力が得やすくなる。また、他施設との情報交換の場にもなる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定措置事務であり、現状の規模で実施する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	介護サービス事業（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	山根恭子	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	介護サービス事業費(16-10-06-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業 それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	老人福祉法第10条の4
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者又は認知症等の状態により日常生活に支障のある者が、やむを得ない事由で介護保険給付を利用することが著しく困難であると認める場合に、当該高齢者の生活の回復を図るため、区が措置により居宅介護支援等の介護サービスを提供する。				
対象者等	<高齢者緊急一時保護> 家庭の事情等により一時的に在宅生活が困難になった場合 単身者で病気回復後一時的に見守りが必要になった場合 火災等により在宅での生活が一時的に困難になった場合 <やむを得ない措置> 本人が家族などの虐待又は無視を受けている場合 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合				
内容	[高齢者緊急一時保護] 家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者を、一時的に区内特別養護老人ホームに入所させる。 [やむを得ない措置] 措置の一環として要介護認定と同一の手続きを実施。 ケアプランを作成し、介護給付を提供する。 サービス内容 (1)訪問介護 (2)通所介護 (3)短期入所生活介護 (4)グループホーム入所 やむを得ない事由が消滅した(虐待の終息又は後見人の選定)時点で、措置を解除し、契約に移行する。 [自己負担金] ・徴収金額 利用料扶助費全額 ・徴収方法 当月分納付書を翌月に施設宛てに送付。経済的虐待等を受けていた場合等で、措置時に必要な収入が確保できなかった場合は、経済状況が回復し費用負担が可能となった時、成年後見人が選任された時 または、支弁に応じる家族が現れた時点で入所時に遡及して徴収する。				
経過	平成16年度2件(高齢者緊急一時保護) 平成19年度3件(高齢者緊急一時保護) 平成17年度4件(高齢者緊急一時保護) 1件(やむを得ない措置) 平成18年度7件(高齢者緊急一時保護)				
必要性	(高齢者緊急一時保護) 認知症に伴う徘徊高齢者の保護施策として、地域高齢者の身上監護に一定の役割を果たしている。 (やむを得ない措置) 老人福祉法第10条の4「やむを得ない措置」を実施するため、必要な事業である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 職権をもって、介護サービスを提供する「措置」であるため、原則として、区職員が対応する。 しかし、措置内容により事業者との連携を必要とする場合は、一部委託を行う。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	237	300	984	1,028	1,278	1,079	1,416	
決算額(20年度は見込み)	0	0	185	264	834	759	1,416	
人件費				6,895	3,416	2,989		
【事務分担当量】(%)				80	40	35		
合計(+)	0	0	185	7,159	4,250	1,079	1,416	
国(特定財源)	0	0	0	0	0		0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0		0	
その他(特定財源)	0	0	12	4	181	127	289	
一般財源	0	0	173	7,155	4,069	952	1,127	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	緊急一時保護件数	未実施	未実施	2	4	7	3	7
	緊急一時保護(日数)	未実施	未実施	21	17	81	62	112
	やむを得ない措置件数	未実施	未実施	1	0	2	1	2

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	委託料	高齢者緊急一時保護	834	高齢者緊急一時保護	696	高齢者緊急一時保護	1,358
	扶助費	やむを得ない措置（在宅）	0	やむを得ない措置（在宅）	63	やむを得ない措置（在宅）	58

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
		標	緊急一時保護件数	4	7	3	
	やむを得ない措置（在宅）件数	0	2	1	2	-	年度内措置件数
							1

問題点・課題	<p>（高齢者緊急一時保護） 保護した高齢者が感染症を有していた場合、施設入所者へ感染しないための医療機関との連携構築を図る。</p> <p>（やむを得ない措置（在宅）） 措置のケアプランに対応するケアマネジャーの確保を図る。</p>
他区の実況	<p>（実施区 未実施区）</p> <p>やむを得ない措置 台東、千代田、新宿、大田、世田谷、渋谷、足立、葛飾の8区で実績あり 緊急ショートステイ 22区で実施</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者を保護するための緊急措置として、現状の規模で実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	高齢者生活管理指導事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦			
		担当者名	山根恭子	内線	2671			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	生活管理指導事業費(16-50-50-01)							
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	荒川区高齢者生活管理指導事業実施要綱			
終期設定	有	無	年度					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]						
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]						
目的	自ら介護保険サービスの利用ができない高齢者に対して、生活環境改善や生活援助・身体介護等の生活管理指導を行い、高齢者の福祉の向上を図る。							
対象者等	自ら介護保険サービスの利用ができない単身又は高齢世帯							
内容	<p>区が委託した訪問介護事業所のホームヘルパーを対象世帯に派遣し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境改善 ・対人関係の構築 ・急性疾患等の一時的な虚弱状態に対する緊急一時的な生活援助及び身体介護 <p>を行い、介護保険サービスに結び付ける。 [自己負担金の徴収方法] 当月の派遣時間数に単価220円を乗じた額の納付書を翌月に郵送する。必要に応じケースワーカーが訪問し直接徴収する。</p>							
経過	区に対する要援護高齢者の生活支援の通報は、今後も継続することが見込まれるため、生活支援ヘルパー事業のうち、生活管理指導事業に特化した形で、区の措置的なホームヘルプを事業化した。							
必要性	地域の要援護高齢者に対する生活支援の通報は多く、今後も一定の需要が見込まれ事業の継続は必要である。							
実施方法	<p>(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>対象者の調査、決定は区が行い、訪問介護(家事援助・身体介護)は委託事業者が行う。 地域割で受託(事業者は区内に事業所のある訪問介護事業者のうち福祉サービス第三者評価結果を公表している事業者)</p> <p>事業者1(大起エンゼルヘルプ) 19年度末実績(生活環境改善・対人関係構築16時間 緊急一時の家事援助・身体介護34時間) ・ 町屋、東尾久、西尾久、西日暮里 20年度見込み(生活環境改善・対人関係構築104時間 緊急一時の家事援助・身体介護89時間)</p> <p>事業者2(ケアサービス大和田) 19年度末実績(生活環境改善・対人関係構築155時間 緊急一時の家事援助・身体介護75.5時間) ・ 南千住、荒川、東日暮里 20年度見込み(生活環境改善・対人関係構築104時間 緊急一時の家事援助・身体介護89時間)</p>							
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額					1,134	1,132	953
	決算額(20年度は見込み)					726	701	953
	人件費					11,102	10,675	
	【事務分担当】(%)					130	125	
	合計(+)	0	0	0	0	11,828	11,376	953
	国(特定財源)					0		
	都(特定財源)					0		
その他(特定財源)					40	59	85	
一般財源	0	0	0	0	11,788	11,317	868	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	実施件数					15	30	42

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
委託料	緊急一時の身体介護	501	緊急一時の身体介護	244	緊急一時の身体介護	397	
	生活環境整備・対人関係構築	225	生活環境整備・対人関係構築	457	生活環境整備・対人関係構築	556	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
実施件数		-	15	22	42	-	

問題点・課題	生活管理指導を行うにあたり、要介護者が事業者（ヘルパー）が入ることを、かたくなに拒否した場合の導入が難しい。また、当該高齢者を介護する家族がおらず、財産管理や介護サービス契約の締結が困難である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 各区、通報事例を中心に福祉的なホームヘルプを行っている。

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
当該高齢者が成年後見制度を活用する場合の後見報酬の助成制度の活用	当該高齢者が低所得の場合も円滑に成年後見制度に移行できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	やむを得ない措置として、現状の規模で実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	緊急事務管理事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	小嶋誠	内線	2671
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	緊急事務管理事業費(15-94-50-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業 それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 19 年度	根拠法令等	荒川区緊急事務管理の実施に関する要綱		
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	判断能力が不十分で金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等に対して、区が民法(明治29年法律第89号)第697条の規定に基づく事務管理を行う場合におけるその業務の範囲と取扱い基準を定めることにより、本人の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的とする。				
対象者等	判断能力が不十分で金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等				
内容	<p>[事務管理の開始]</p> <p>次に掲げるものの中から実施する必要があると認められる事務管理について、その開始を決定し、実施するものとする。</p> <p>財産の保管、 日常的な金銭管理、 親族、知人等への連絡（戸籍の調査を含む。）、 ケアマネージャー等への連絡調整、 入院、入所、通院等の対応、 その他区長が必要と認めるもの</p> <p>[事務管理の廃止]</p> <p>次に掲げるものに該当した場合は、事務管理を廃止する。</p> <p>成年後見人等が付されたとき、 地域福祉権利事業の契約が締結されたとき、 対象者が死亡し、相続人に財産等が引き継がれたとき、 親族・知人が管理するようになったとき、 施設等に入所し、施設等が管理するようになったとき、 その他、区が事務管理をしなくてもよくなったとき</p> <p>[自己負担金] なし</p>				
経過	現在、医療機関や民生委員等から寄せられる、認知症等により判断能力が不十分となった高齢者等の支援の相談に対し、家族の協力が見込めない場合等、家族に代わって区が財産管理や入院・入所の手続き等に対応する事例が増えている。これらの事例に区職員が迅速かつ的確に対応するために、事務の範囲と取扱い基準を定め安定的な実施体制を整備してきた。				
必要性	高齢者人口の増加に伴い身寄りのない高齢者の世話は、今後も一定の需要が見込まれ事業の継続は必要である。				
実施方法	(二部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 財産の保管と日常的な金銭管理は、荒川区社会福祉協議会に委託する。				

		(単位：千円)						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額	-	-	-	-	-	2,650	2,650
	決算額(20年度は見込み)						2,480	2,650
	人件費						5,551	
	【事務分担当】(%)						65	
	合計(+)	0	0	0	0	0	8,031	2,650
	国(特定財源)							
	都(特定財源)						2,480	
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	0	0	5,551	2,650	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	開始件数						11	21
	廃止件数						8	-
	管理件数						3	-
							(3月末実績)	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料			財産管理業務委託	2,480	財産管理業務委託

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
開始件数		-	-	11	21	-	
廃止件数		-	-	8	-	-	
管理件数		-	-	3	-	-	

問題点・課題	<p>速やかに成年後見人を選任することが望ましいが、支援する身寄りがなく、かつ、職業後見人の報酬を支払えない低所得者の財産管理が増えていく懸念がある。</p>
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（ 実施 6 区 未実施 区 ）</p> <p>成年後見人選任までの暫定的な対応として実施。 台東、大田、渋谷、中野、豊島、練馬の各区で実施（成年後見センターへの委託も含む）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>当該高齢者が、円滑に成年後見制度に移行できるようにするための、後見報酬の助成制度を創設する。</p>	<p>当該高齢者が低所得者であっても、緊急事務管理から成年後見制度への円滑な移行が期待でき、かつ、継続的な支援者を確保することができる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	推進	<p>高齢化の進行に伴い、公共による支援が必要な高齢者は今後も増加することが見込まれることから、引き続き事業の充実を図る。</p>

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	高齢者虐待対策事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦	
			担当者名	山根恭子	内線	2676	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)			高齢者虐待対策事業費（16-57-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 介護保険法		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]					
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]					
目的	養護者による高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行う。						
対象者等	虐待のある家族、虐待の通報の担い手としての区民、サービス提供機関						
内容	<p>区民、ケアマネ、民生委員等から高齢者虐待の相談があった時に、区が事実確認を行った後、対応方針会議を主催し弁護士や臨床心理士（東京弁護士会等と東京臨床心理士会から推薦を受け選任した者）及び精神科医師の専門的助言を踏まえ、必要に応じ、専門的対応（弁護士による成年後見申立、臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師のセルフネグレクト対応等）を行う。また、緊急に医療が必要なケースは契約病院への医療保護（医師会推薦病院に常時1床確保）を実施する。</p> <p>20年度選任精神科医師 20年度選任弁護士 東京弁護士会4名、第一東京弁護士会2名、第二東京弁護士会2名 計8名 20年度選任臨床心理士 東京臨床心理士会所属2名 20年度医師会推薦病院</p>						
経過	・平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、国民の責務等が定められた。						
必要性	高齢者の権利擁護にとって、高齢者に対する虐待を防止することは極めて重要である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 東京弁護士会等と対応弁護士推薦の協定 精神科医師の個別依頼 （報償費：特別区の講師謝礼単価を準用 弁護士13,000円/1時間、臨床心理士10,000円/1時間、精神科医師13,000円/1時間 いずれも税込み） 医療機関に対応病床の確保 （病床確保料 12,000円×365日、入院実費立替費1,152,640円（医療機関に深刻な身体虐待者を2週間保護した場合の医療モデルを作成しそれが10件発生した場合の本人窓口支払経費相当額）：20年度委託料5,532,641円）						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額		-	-	-	-	7,148	6,443	6,443
決算額（20年度は見込み）						4,559	5,671	6,443
人件費						6,405	9,394	
【事務分担量】（%）						75	110	
合計（+）		0	0	0	0	10,964	15,065	6,443
国（特定財源）								
都（特定財源）							2,645	3,221
その他（特定財源）						236	375	1,372
一般財源		0	0	0	0	10,728	12,045	1,850
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	虐待の相談件数					71	169	188
	専門的相談・対応件数					10	9	15
	医療保護件数					2	6	10

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	専門的相談・対応謝礼	442	専門的相談・対応謝礼	662	専門的相談・対応謝礼	910
	一般需用費	書籍等購入	29				
	委託料	医療保護	4,088	医療保護	5,009	医療保護	5,533

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	虐待の相談件数	-	71	169		-	
	専門的相談・対応件数	-	10	9		-	
	医療保護件数	-	2	6 (175)		-	()は保護日数

問題点・課題	潜在しているケースを把握できるように関係機関と連携し、相談及び通報体制を構築する。 高齢者虐待予防に関する普及啓発活動に取り組む。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	地域連携推進会議（地域包括で地域住民・関係機関を招集し介護について話し合うつどい）の終了後、ケアマネ等から事例を募り関係機関で困難事例の検討会を行う。	事例検討会を開催することにより関係者の高齢者虐待に対する意識を高め、虐待ケースの早期発見を促す。
	地域包括支援センターと区が協同で、高齢者虐待防止対応マニュアルを作成する。	虐待に関する相談、通報が増えてきている。その状況も踏まえ、迅速に適切な対応を学ぶ。
	対応マニュアルに基づき、緊急保護を要するケースを想定し、関係機関と介入研修等を行う。	緊急保護を要するケースは、迅速かつ適切に対応できるよう処遇技術を身につける。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	高齢者の虐待を防止するためには、個々の事例研究を進め、早期発見及び相談・支援にさらに努める必要がある。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	成年後見事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	榎本誠一	内線	2673
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	成年後見事業（15-93-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	17年度	根拠	老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び
終期設定	有	無	年度	法令等	精神障害者福祉に関する法律
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	身寄りのいない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な人について、区長が家庭裁判所に対して後見開始等の申立てを行い、選任された後見人等が成年被後見人（本人）の財産管理や身上監護を行うことによって成年被後見人の福祉向上を図る。				
対象者等	判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障がい者及び知的障がい者のうち、身寄りがない場合等当事者による申立てが期待できない状況にある人				
内容	<p>平成12年より施行されている成年後見制度は、家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見制度と、本人が契約によって自ら後見人を選任する任意後見制度とに大別される。</p> <p>法定後見については、本人の判断能力の程度により後見（事理弁識能力を欠く常況）、保佐（事理弁識能力が著しく不十分）、補助（事理弁識能力が不十分）の3類型に分類され、医師の鑑定及び裁判所の審理を経て選出された後見人、保佐人、補助人が本人のために同意権、取消権、代理権を行使して、契約締結や財産管理等を行う。</p> <p>本事業は前述の対象者について、必要な手続き等を行い、本人の保護を図るために区長が申立てを行うものである。</p>				
経過	平成14年度に、荒川区成年後見制度における区長による審判の請求手続き等に関する要綱を制定。平成17年度～19年度で延べ12名の認知症高齢者の後見等開始の申立てを行った。				
必要性	身寄りのない認知症高齢者や障がい者等が不動産の売買や預貯金に関する金融機関との取引、福祉関係施設への入所に関する契約等を行う場合には、この制度を利用するほかにないため、必要性は高い。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ol style="list-style-type: none"> ホームヘルパーや近隣等から相談を受けて、対応が必要と思われる高齢者、障がい者を把握する。 生活状況、親族状況、資産状況の調査を行う。四親等内の親族による申立ての可能性を把握し、金融機関等に本人の預貯金状況の照会を求める等の方法により本人状況を詳細に把握し、申立ての可否を検討する。 医師に診断書の作成を依頼し、診断結果を含めて後見・保佐・補助のいずれの類型で申し立てるか検討する。 家庭裁判所に対して申立てを行う。その際、郵便切手、収入印紙、登記印紙および鑑定料を納付する。 申立てに要した費用を求償するため、医師の鑑定終了後、家庭裁判所に対して上申書を提出する。 家庭裁判所が認めた額について本人に求償を行い、必要に応じて後見人等への引継ぎを行う。 				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	244	701	701	659	
決算額（20年度は見込み）				233	308	230	659	
人件費				2,586	1,708	1,708		
【事務分担当量】（%）				30	20	20		
合計（+）	0	0	0	2,819	2,016	1,938	659	
国（特定財源）				0	0			
都（特定財源）				83	0			
その他（特定財源）				107	189	191	595	
一般財源	0	0	0	2,629	1,827	1,747	64	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
申立件数（認知症高齢者）				3	4	5	5	
申立件数（精神障がい者）				0	0	0	0	
申立件数（知的障がい者）				0	0	0	0	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	弁護士相談費用	0	弁護士相談費用	0	弁護士相談費用
役務費	郵便切手	7	郵便切手	24	郵便切手	22	
	鑑定料	250	鑑定料	100	鑑定料	500	
公課費	診断書料	40	診断書料	80	診断書料	50	
	収入印紙	3	収入印紙	4	収入印紙	4	
	登記印紙	8	登記印紙	22	登記印紙	20	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	申立件数	3	4	5	5	10	申立てにあたっては、弁護士等の専門家に相談の上で判断している。
	選定件数	2	4	5	5	10	
	選定割合	66.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

（問題点・課題）	<p>成年後見制度の活用を促進し、専門的見地から各事例について対処する成年後見センター設置を検討する。 後見人等候補者の選任に時間を要する場合等においても早急な対応ができるよう、社会福祉協議会等において法人後見の取り組みを一層推進する必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
荒川区社会福祉協議会内の成年後見制度推進機関を活用し、法人後見の取り組みを進めていく。	処遇困難ケース等において、後見人候補者を探すのにかかる期間（現行は6ヶ月以上かかる場合もある）を数ヶ月程度短縮できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	社会福祉協議会との協議をすすめ、法人後見も活用しながら、円滑かつ迅速な制度運営を図る。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	特養ホーム入所希望者実態調査	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦	
		担当者名	山根恭子	内線	2676	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)		高齢者福祉事業事務費（16-35-40-01）				
事務事業の種類	新規事業	（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	14年度	根拠法令等	特別養護老人ホーム入所調整基準	
終期設定	有	無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]				
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]				
目的	区内特養への入所希望者に対する実態調査を行うことによって、区内5特養の施設需要を把握するとともに、入所希望者が公平な基準に従って入所できるようにする。					
対象者等	区内在住で特養ホームに入所の申し込みをしている要介護高齢者及びその家族等					
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年7月末までの申込者について、施設ごとに入所希望者名簿を作成する。 ・ 9月に入所希望者に対して郵送で待機者及び介護者の状況についての調査を行う。（信愛のぞみの郷は単独で待機者の実態調査をしている。） ・ 10月に調査結果を緊急性と必要性を基準に数値化し、施設ごとの待機順位を決定する。 ・ 入所希望者へ決定した待機順位を通知する。 ・ 名簿作成後の申込者については、名簿の末尾に日付け順で追記する。 ・ 回答のない者は、サービス調整係の職員が電話等で現況を確認している。 					
経過	平成14年8月、国より入所基準についてのガイドラインが示され、区としても区内施設について入所待機者の順位化を実施した。					
必要性	公平な基準により入所を進めるため必要な事業である。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 現況調査を、郵送回収により実施。 調査項目： 介護度 介護者の状況 サービス利用状況 介護の困難性 待機状況 項目を数値化し順位決定 待機者へ通知					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	2,310	97	112	131	88	113	107	
決算額（19年度は見込み）	2,310	45	52	55	45	45	53	
人件費				2,155	2,135	2,135		
【事務分担量】（%）				25	25	25		
合計（+）	2,310	45	52	2,210	2,180	2,180	53	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	1,733	30	39	42	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	577	15	13	2,168	2,180	2,180	107	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	入所した人数		56	60	75	76	84	-
	調査後の申込件数			121	176	245	162	-
	調査書送付件数		554	560	617	551	538	700
	調査書回収件数		491	535	532	488	503	700

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
	役務費	郵券	45	郵券	45	郵券	107
	消耗品費			調査用封筒	0		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	待機順位に基づき入所した割合	14.1%	15.6%	16.7%		-	順位に基づき入所した人数/調査書回収件数 (取り下げは除く)

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・医療行為の受入が困難になってきており、必ずしも待機順位どおりに入所できるとは限らない。 ・多床のため空きベットと待機者の男女区分が折り合わない。 ・身元引き受け人がいない要措置者の入所は施設が経営上の理由で敬遠し入所に結びつかない。 ・調査が年1回なので、調査後の申込者は、待機順位を獲得するのに、次回の調査時まで待たなければならぬ。 ・実態が複雑化してきていることにより、入所基準及び入所調整ポイント表の見直しを行う必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>内容の差はあるが、概ねどの区においても同様の調査を実施している。</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	<ul style="list-style-type: none"> ・区立特養の指定管理者の要件として、区が老人福祉法上の措置する者の受入を盛り込むなど、措置者の受入のあり方について再検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症単身や虐待を受けている等社会福祉上保護が必要な要介護者の入所を優先することができる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査の内容を再検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急性と必要性の高い人の順位が平等になる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	特養待機者の増加が見込まれる中、公正かつ客観的な入所基準を確立するために、実態調査を継続する。

況議 (要質 問旨 問状)	平成15年一定 特養ホームの入所に対して重度優先規準の導入の検討について
------------------------	--------------------------------------

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	訪問指導事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	森 裕子	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	訪問指導事業費（16 35 60 01） 訪問型介護予防事業費（53 21 50 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	56年度	根拠	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区訪問看護指導事業実施要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	1 特定高齢者であって、閉じこもり・うつ・認知症等により通所型介護予防事業への参加が困難な方を対象に保健師等が訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、介護予防指導や相談等を実践することによって、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図る。 2 認知症や難病その他の複雑・困難な問題を抱える世帯に保健指導を行うことで、家族の精神的安定を確保し、適切な看護方法の指導により家族の介護力を育成する。また、家族・介護者への介護予防支援も併せて行う。				
対象者等	区内在住の在宅療養者を対象とし、65歳以上は介護会計による訪問型介護予防事業とし、40歳以上65歳未満は一般会計による訪問看護指導事業として実施する。				
内容	1 疾病の予防・介護予防に関する指導 2 生活習慣改善など健康管理上必要と認められる指導 3 家庭における療養方法・看護方法・機能訓練方法に関する指導 4 家族・介護者・介護サービス事業者等への支援 5 認知症や精神疾患・高齢者虐待に関する相談と指導 6 住宅改修や療養環境に関する支援・指導 7 医療機関や介護サービス事業者等関係機関との連携や調整 8 その他、諸制度活用方法等に関する指導				
経過	1 昭和56年度より開始 60歳以上を対象に実施する。 2 昭和58年度より老人保健法に基づき対象年齢を40歳以上に引き下げ実施 3 平成10年度から、本事業を保健衛生部より高齢者福祉課に事務移管する。 4 平成12年度から介護保険制度との役割・関連を明確化する。 当事業は虚弱者の介護予防及び介護保険サービス導入までの療養環境整備に重点を置く。 5 平成18年度より対象者の年齢により、65歳以上は介護保険、65歳未満は一般会計とする。				
必要性	1 介護予防に重点を置いた特定高齢者に対する訪問指導が重要である。 2 高齢者人口の増加に伴い、在宅療養者も増加し、困難事例（本人・家族の問題解決能力が低い場合や虐待が疑われる場合、近隣住民等とのトラブル、介護サービスの利用や調整）への処遇に対するニーズが高くなっており、専門的な介入・支援が必要となっている。				
実施方法	（一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 訪問看護師に委託して実施する				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	15,230	15,542	15,012	14,812	16,596	19,395	20,368	
決算額（20年度は見込み）	13,558	13,190	13,406	14,679	15,196	17,175	20,368	
人件費				9,719	7,139	5,880		
【事務分担量】（%）				120	98	101		
合計（+）	13,558	13,190	13,406	24,398	22,335	23,055	20,368	
国（特定財源）							4,692	
都（特定財源）							2,346	
その他（特定財源）							11,730	
一般財源	13,558	13,190	13,406	24,398	22,335	23,055	1,600	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	訪問看護師数	8	7	7	7	6	5	7
	新規申請者数	89	78	74	72	92	121	130
	委託訪問件数	1,370	1,302	1,323	1,478	1,547	1,425	1,800

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	医療福祉相談員1名	2,167	非常勤職員2名	646	非常勤職員2名
共済費	健康保険・厚生年金	259	健康保険・厚生年金	647	健康保険・厚生年金	670	
一般賃金	臨時職員	302	臨時職員	249	臨時職員	303	
旅費	特別旅費	0	特別旅費	0	特別旅費	20	
需用費	消耗品	92	消耗品・備品費	66	消耗品	155	
役務費	郵便料	0	郵便料	1,139	郵便料	5	
委託料	その他委託料	12,376	訪問看護指導料	11,400	訪問看護指導料	14,400	
			訪問看護師肝炎検査等	0	訪問看護師肝炎検査等	67	
			備品購入費	74			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	訪問件数	1,478	1,547	1,425	1,800	-	20年度は見込み

（問題点・課題）	<ol style="list-style-type: none"> ケアマネージャーや地域包括支援センター職員からの相談・依頼に対して、介護保険サービスに繋げるまでの基盤整備等の役割が重要になってきている。 高齢者虐待や生活習慣と対人関係等の問題をもつ困難事例が、今後さらに増加することが予想され専門的な介入・支援が必要であり、随時、高齢者虐待事業との連携が必要である。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 15 区 未実施 7 区）</p> <p>港区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、北区、板橋区、葛飾区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
高齢化の進展及び特定高齢者選定・決定基準の緩和により、特定高齢者の増加が見込まれる。介護予防プランとの連携を強化する。	適時・適切な対応ができる。
困難事例に対応できる訪問看護師の確保と育成を図る。	より質の高い専門的支援が可能となる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> 通所型介護予防事業への参加が困難な特定高齢者への個別対応は重要である。 療養環境の整備と介護力の育成を図る。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	高齢者等配食見守りサービス事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	板垣洋子	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	（地域支援事業）その他事業(53-77-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	5年度	根拠	高齢者配食見守りサービス事業実施要領
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	自立生活に不安のある在宅の一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯に、昼食の宅配を活用して見守りサービスを行う。				
対象者等	以下のすべての基準を満たす者 65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯など 自立生活に不安があるにもかかわらず、日中における安否確認の手段がない者 身体的状況等により食事の調理ができずに食事に事欠くなど、栄養補給が十分でない者				
内容	月～日曜日の昼食（調査により回数を決定する。） 配食業者が調理した食事を自宅まで届け、本人の安否確認をする。（本人負担額400～650円：区負担額350円） 安否確認後、異常があれば配食業者が区に報告する。区は、緊急連絡先等に連絡をし、対応する。				
	業 者 名	所 在 地	電 話 番 号		
	食事処しむら	西尾久3-16-7	3800-0663		
	(有)北畔	町屋3-29-14	3895-8648		
	タイハイ(株)	東尾久4-1-12	3819-6660		
	(株)NRE大增	西尾久7-48-1	3810-7551		
	NPO法人荒川ケアサポートひだまり	荒川8-1-6	3807-5428		
	宅配クック123	西日暮里6-27-4	5901-4567		
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年度より新たに「介護予防・生活支援事業」で定められたサービスメニューのひとつとなる。また、1食あたりの食材費を340円から400円に見直し、さらに減免措置（住民税非課税者は半額）を廃止する等、受益者負担の適正化を図る。 ・平成13年度より配食見守り業務の委託先を通所サービスセンターから区内の民間業者へ切り替える。 ・平成14年度より民間業者の委託数を増やす。 ・平成16年度より1食あたりの実費負担額を350～650円とし、区の負担は見守り代として350円の支出とする。（平成18年度より1食あたり実費負担額を400～650円に変更） 				
必要性	自立生活に不安のある一人暮らし高齢者等を見守るために、配食見守りサービスは、低栄養防止の観点からも必要性が高い。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） サービス利用申請の受理、利用評価等のサービス適用の調整の他、経過観察、緊急時の対応等を支援センターと民間業者とで連携して行う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	25,437	28,688	12,479	11,185	9,783	8,839	8,833	
決算額（20年度は見込み）	14,194	14,421	9,761	8,211	7,693	8,453	8,833	
人件費				5,258	3,587	2,733		
【事務分担量】（%）				61	42	32		
合計（+）	14,194	14,421	9,761	13,469	11,280	11,186	8,833	
国（特定財源）					3,115	3,423	3,577	
都（特定財源）	10,645	10,815	7,320	6,158	1,557	1,711	1,789	
その他（特定財源）							3,467	
一般財源	3,549	3,606	2,441	7,311	6,608	6,052	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	延べ食数	28,387	28,841	27,364	22,997	21,765	23,929	
	実利用者数(年度末)			253	213	221	247	
	延べ利用者数			531	521	424	493	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費	印刷製本費（チラシ）	73	印刷製本費（チラシ）	78	印刷製本費（チラシ）	83	
委託料	配食見守り委託料	7,620	配食見守り委託料	8,375	配食見守り委託料	8,750	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	利用状況（延べ食数）	22,997	21,765	23,929	25,000	-	

（問題点・課題分析）	配食業者が提供している食事が低栄養予防と高齢者に配慮されたものとなっているか、試食等を通して質の向上を図る必要がある。
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区） 足立区は区事業として運営せず（区内の民間業者が提供）、サービス利用の案内等を区民に配布。

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
地域包括支援センターとの連携を強化する。	利用者にとって必要な介護予防サービスの選択と情報提供の機会が拡充できる。
食事内容の助言・指導を行う。	提供される昼食の質の向上が図られることにより、利用者の低栄養状態のさらなる改善が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	低栄養予防や見守りが必要な高齢者の増加が予想されることから、実施方法については検討の必要がある。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	生活機能評価事業（介護予防健診）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	稲葉裕子	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	特定高齢者把握事業費（53-07-50-01）				
事務事業の種類	新規事業	（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	介護保険法（高齢者医療確保法、健康増進法）
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	65歳以上の高齢者に対し、問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、循環器検査、貧血検査及び血液化学検査を実施することにより、生活機能が低下している者（特定高齢者）を早期に把握し、介護予防を図る。				
対象者等	65歳以上の区民で、要支援1・2及び要介護1～5でないと思われる高齢者				
内容	<p>1 通知等</p> <p>(1)高齢者医療確保法に基づく特定健診に併せて通知し、実施する。（65歳以上74歳）</p> <p>(2)高齢者医療確保法に基づく後期高齢者健診に併せて通知し、実施する。（75歳以上）</p> <p>(3)健康増進法に基づく無保険者（生活保護受給者）の健診に併せて通知し、実施する。（65歳以上）</p> <p>(4)被用者保険加入者等の方には区報等で周知し、受診票を窓口で発行する。（65歳以上75歳未満）</p> <p>2 健診内容</p> <p>(1)問診(既往歴、自覚症状等)、計測(身長、体重、BMI、血圧)、診察(身体診察、視診、触診、反復嚔下テスト)、生活機能チェックを実施し、特定高齢者候補者を選定する。</p> <p>(2)特定高齢者候補者に対し、高生活機能検査を実施する。生活機能検査(血液一般(血色素量、赤血球数、ヘマトクリット)高齢者医療確保法に基づく値)、血清アルブミン値、心電図)</p> <p>(3)介護予防についての総合判定を行なう。</p> <p>3 特定高齢者の決定</p> <p>(1)特定高齢者決定者に対し、高齢者福祉課から個別に結果票を郵送にて通知する。</p> <p>(2)地域包括支援センターには、高齢者福祉課から特定高齢者決定者の個人情報を提供する。</p> <p>4 特定高齢者への支援内容</p> <p>(1)地域包括支援センターが個別に連絡・相談の上、介護予防事業の紹介及びプランの作成を行なう。</p>				
経過	18、19年度は老人保健法による基本健康診査に付随して実施した。20年度以降、老人保健法が特定健診(40～74歳)と区任意事業としての後期高齢者健診(75歳以上)等に再編されるため、それらの健診に併せて介護保険法に基づき実施する。				
必要性	要介護状態になる恐れのある高齢者(特定高齢者)の抽出を行い、個別に支援を行なうことで、より効果的・効率的な介護予防を図る必要性がある。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	健康推進課に執行委任し、荒川区医師会に委託して実施する。7月から10月に実施される特定健診、または後期高齢者の健診等と同時に実施する。総合判定の結果を受け、特定高齢者の決定を行う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	85,829	
決算額(20年度は見込み)							85,829	
人件費						2,367		
【事務分担量】(%)						47		
合計(+)	0	0	0	0	0	2,367	85,829	
国(特定財源)							21,457	
都(特定財源)							10,729	
その他(特定財源)							53,643	
一般財源	0	0	0	0	0	2,367	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	対象者数					41,224	41,740	-
	受診者数					21,713	18,798	-
	受診率(%)					52.7	45.0	-
	健診からの特定高齢者把握数					124	497	-
	出現率(%)					0.57%	2.64%	-

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費					受診券等印刷製本	3,536
	役務費					受診券・結果通知郵送料	4,660
	委託料					生活機能評価業務委託	73,254
						受診券作成等委託	4,379

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	受診率（％）	-	52.7%	45.0%	50.0%	60.0%	高齢者人口に対する生活機能評価受診者割合
	健診と同時に行う生活機能評価からの特定高齢者数	-	124	497	900	1,250	健診受診者の約5％を目標値として設定

（問題点・課題）	1 判定基準が複雑なため、生活機能評価を判定しにくい。 2 特定高齢者に対し介護予防を目的として地域包括支援センターが支援することになっているが、受診から特定高齢者の決定までに時間を要すること、区民に特定高齢者把握事業の周知が十分されていないこと等により、地域包括支援センターが迅速な支援が開始できていない。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区民や関係機関に対し、わかりやすい周知を検討する。	受診率の向上や、介護予防の自発的な取組みを促進できる。
健診の周知と併せて、生活機能評価や特定高齢者把握事業、地域包括支援センターの役割について周知していく。	特定高齢者が事業について理解し、自らが介護予防に取り組めるようにする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	重点的に推進	特定高齢者の決定を適切に行い、特定高齢者が自ら意欲的に介護予防に取り組めるようにする仕組みづくりが求められている。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	尿失禁予防教室・講演会	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	柏陽子	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	介護予防普及啓発事業費（53-28-50-01）：講演会 通所介護予防事業費（53-14-50-01）：教室				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	17年度	根拠法令等	介護保険法、健康増進法、地域保健法
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	尿失禁を早期に予防・改善し、快適で活動的な生活を維持することにより、高齢者の閉じこもり予防やQOL(Quality of Life)の向上を図る。				
対象者等	尿失禁に関心がある者、尿失禁の自覚症状がある者				
内容	専門家による尿失禁の予防教室 平成19年12月7日（金） 会場 304・305会議室 講義 尿失禁予防と体操 講師 東京女子医科大学付属看護専門学校非常勤講師 松村 美枝子 参加者 54名 医師による尿失禁の要因等に関する講演会 平成20年2月15日（金） 会場 アクト21と共催 講義 「尿失禁の予防と治療」 講師 東京女子医科大学東医療センター 泌尿器科医師 巴ひかる 参加者 85名				
経過	17年度、尿失禁予防教室を2日制で実施。参加された方の半数に自覚症状があった。18年度は講演会を1回実施した。				
必要性	尿失禁は閉じこもりの誘因になりやすく偏見を持ちやすい。尿失禁について理解を促し、予防や治療について普及・啓発を図る必要がある。また、運動プログラムを各自が習得できるようにする必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 尿失禁予防に関心がある高齢者を対象に、教室形式で広く普及・啓発を図る。一般区民を対象に講演会を開催する。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	-	-	-	151	754	149
	決算額（20年度は見込み）				61	51	51	149
	人件費				1,034	461	793	
	【事務分担量】（%）				12	9	19	
	合計（+）	0	0	0	1,095	512	844	149
	国（特定財源）						12	37
	都（特定財源）						6	19
	その他（特定財源）						33	93
	一般財源	0	0	0	1,095	512	793	0
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	講演会開催回数				-	1	1	2
	講演会参加者数				-	84	85	160
	教室開催回数				2	-	1	-
	教室参加者数				150	-	54	-

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	教室報償費	教室委託費	0	教室報償費	20		
	教室消耗品			教室消耗品費	5		
	教室使用料			教室使用料	0		
	講演会報償費	講演会報償費	26	講演会報償費	26	講演会報償費	52
	講演会需用費	講演会消耗品費	25	講演会消耗品費	0	講演会消耗品費	91
	講演会使用料	講演会使用料	0	講演会使用料	0	講演会使用料	6

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	講演会参加者数	-	84	85	160	200	
	教室参加者数	150	-	54	-	-	
							接地

（問題点・課題）	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本チェックリストでは尿失禁になる可能性のある人は把握できないため、特定高齢者の把握ができない。 2 ころばん体操・せらばん体操による下肢筋力の向上により、尿失禁もある程度改善可能である。 3 尿失禁は症状があっても羞恥心から表面化されないことが多いが、ニーズは高い。 4 対象者を女性にしてきたが男性の受講希望もあったので講座の形式を検討していく。
他区の実況	可（実施 3 区 未実施 19 区） 新宿区、品川区、板橋区

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
参加しやすいように講演会を地域を分けて実施し、広く普及啓発を図る	閉じこもりなどの介護予防を図ることができる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	尿失禁は閉じこもりの誘因になりやすいため継続して実施する。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	口腔保健教室・講演会	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	今村共子	内線	2662
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	通所介護予防事業費(53-14-50-01) 介護予防普及啓発事業費（53-28-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠 法令等	介護保険法、地域保健法 健康増進法
終期設定	有 無		年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	高齢者は口腔機能が低下すると、嚥下（えんげ）障害や誤嚥（ごえん）性肺炎、低栄養を引き起こし易く、要介護状態となりやすい。これを予防するため、咀嚼（そしゃく）能力の低下を早期に発見し、口腔を清潔に保つことを習慣化させ、食の機能の維持向上を図る。				
対象者等	【口腔保健教室】生活機能評価で特定高齢者と決定された者と一般高齢者 【口腔保健講演会】一般高齢者と介護サービス事業者等				
内容	【口腔保健教室】 高齢者クラブ・地域団体・高齢者通所サービスセンター等からの依頼と区の介護予防事業の参加者に対して歯科衛生士が出張方式で教室を実施する。 (1) 講義 「口腔の衛生および機能向上」 (2) 実習 歯みがきの方法と義歯の手入れや咀嚼力・咬合力の判定・口腔体操など (3) 回数 70回予定 （平成19年度実績 32回909人参加） 【口腔保健講演会】 (1) 講演 「お口のはつらつ元気塾」 - お口から始まる健康づくり - (2) 講師 歯科医師 芳賀 定 (3) 日時 平成20年5月28日（水） (4) 会場 サンパール荒川 (5) 参加人数 44人				
経過	平成18年度から保健所の歯科衛生士と共同で、口腔機能向上のための事業を開始した。平成20年度は非常勤歯科衛生士と雇い上げ歯科衛生士により出張方式で実施する。				
必要性	口腔衛生の不良が及ぼす影響は、歯科疾患だけでなく、慢性の感染症等を引き起こし易い。また、咀嚼機能が低下すると低栄養となりやすい。そのため、学習に留まらず、歯みがきおよび口腔体操の実技指導により、日常生活での習慣化が期待できる。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 非常勤歯科衛生士と雇い上げ歯科衛生士により出張方式で実施する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額					877	1,137	3,830	
決算額（20年度は見込み）					877	1,114	3,830	
人件費					803	671		
【事務分担当】（%）					13	17		
合計（+）	0	0	0	0	1,680	1,785	3,830	
国（特定財源）						278	958	
都（特定財源）						139	479	
その他（特定財源）						697	2,393	
一般財源	0	0	0	0	1,680	671	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	教室（回数）					59	32	70
	教室（参加者数）					1,823	909	2,000
	講演会（回数）					1	1	1
	講演会（参加者数）					50	43	50

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬					歯科衛生士非常勤報酬	2,327
	共済費					歯科衛生士非常勤共済費	318
	教室報償費	教室報償費	663	教室報償費	785	教室報償費	763
	教室一般需用費	教室消耗品費	214	教室消耗品費	257	教室消耗品費	338
	教室会場使用料			教室会場使用料	0	教室会場使用料	6
	備品購入費			教室備品購入費	46	教室備品購入費	42
	講演会報償費			講演会報償費	26	講演会報償費	26
	講演会消耗品			講演会消耗品費	0	講演会消耗品費	5
	講演会会場使用料			講演会会場使用料	0	講演会会場使用料	5

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	口腔保健教室・講演会 (回数)	-	60	33	71	75	
	口腔保健教室・講演会 (参加人数)	-	1,873	952	2,050	2,050	
	口腔保健指導事業 (指導人数)	-	-	-	50	60	特定高齢者把握事業対象者への指導

問題点・課題 (指標分析)	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成18年開始当初は、口腔保健教室に参加した高齢者は歯磨き指導や咀嚼力の判定など初めての体験という方がほとんどであった。継続実施することにより、口腔保健教室への参加者が増えつつあるが、これまで参加しなかった層へのアプローチが課題である。 2 教室内容を講話だけでなく実技指導に重点を置き、生活習慣として実践していただけるような体験型の教室の運営を目指す。 3 特定高齢者だけでなく、一般高齢者を対象とし、高年者クラブや地域団体などに周知を図る。 4 介護サービスを担うスタッフや介護者団体・高齢者通所サービスセンターなどの家族介護者教室などにも情報提供し、一層の普及啓発を図る。 5 特定高齢者等に対し、地域包括支援センターと連携し個別指導を実施する。
他区の実 施状況	（実施 22 区 未実施 なし 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
高齢者の口腔保健教室の関心が高いため、回数を増加する。	実技指導に重点を置くことにより、口腔保健と全身疾患の関係性についての理解を深め、日常生活での実践および習慣化が期待できる。
歯科衛生士により特定高齢者を対象に地域包括支援センターと連携し、介護予防プランを作成する。	口腔ケアを行うことで、栄養改善や誤嚥性の肺炎等防ぎ、介護予防の効果が期待できる。
介護スタッフ向けの講習会や介護者教室を実施する。	介護者が口腔ケアを実践することにより、要介護状態の重度化を予防できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	咀嚼力の低下を早期に発見し、食の機能の維持向上を図る

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	荒川ころばん体操	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	福原理華	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	通所介護予防事業費（53-14-50-01） 介護予防普及啓発事業費（53-28-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	14年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	高齢者が地域の身近な会場に集まり、荒川ころばん体操を継続して行うことで、転倒を予防する。				
対象者等	一般高齢者と特定高齢者				
内容	<p>1 荒川ころばん体操 転倒予防を目的とし、身体の筋力アップやバランス感覚の向上、歩行能力の改善を図る体操で1回18分である。 (1)会場：ひろば館、ふれあい館、高齢者施設、旧小中学校の体育館等、区内21か所で実施している。 (2)プログラム：1回1時間30分程度で、会場ごとに独自のレクリエーションを行なっている。19会場では荒川せらばん体操を実施している。 (3)体力測定：体操の効果を評価するため、握力、開眼片脚立位、10メートル歩行速度のなどの測定を年1回実施している。</p> <p>2 荒川ころばん体操キャラバン隊 キャラバン隊による転倒予防体操のさらなる普及啓発を図るため、区内外のイベントに出向き、リーダーによる体験談の発表・実演・キャンペーングッズの配布等を行なっている。19年度の実績は10会場1,530人である。</p>				
経過	平成14年に区、区民及び首都大学東京健康福祉学部が共同して、荒川ころばん体操を開発した。平成15年度から荒川ころばん体操推進リーダー養成講座を開催し、区内の各会場で体操の普及活動を行った。				
必要性	高齢者の転倒による骨折は、寝たきりや要介護状態となるおそれがあるため、転倒を予防することは介護予防に効果がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 各会場における運営は荒川ころばん体操推進リーダーが行っている。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	583	415	1,626	1,899	4,051	4,325	
決算額（20年度は見込み）		95	370	1,604	1,401	4,272	4,325	
人件費				4,999	4,064	7,869		
【事務分担量】（%）				58	80	140		
合計（+）	0	95	370	6,603	5,465	12,141	4,325	
国（特定財源）					475	930	1,081	
都（特定財源）		70	321	1,223	238	465	541	
その他（特定財源）					588	2,325	2,703	
一般財源	0	25	49	5,380	4,164	8,421	0	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
実施会場数			13	18	20	20	21	
参加者数(実人数)			1,316	1,418	1,435	1,365	1,400	
参加者数(延べ人数)			35,462	44,000	54,753	55,559	60,000	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	報償費	体力測定謝礼	1,026	体力測定謝礼	1,173	体力測定謝礼	1,467
	一般需用費	消耗品	322	消耗品	2,215	消耗品	1,329
	使用料及び賃借料	会場使用料	0	会場使用料	122	会場使用料	92
	備品購入費			椅子用台車・ワイヤスライ	210		
	報償費			キャラバン隊員謝礼	383	キャラバン隊員謝礼等	456
	需用費					キャラバン隊消耗品・パン印本等	906
	使用料及び賃借料					キャラバン隊交流会	75
	委託料			DVD複製委託料	169		

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	実施会場数	18	20	20	21	22	
	参加者数（実人数）	1,418	1,435	1,365	1,400	1,500	18年度参加者登録で重複者を整理したため、実数が減少した。
	参加者数（延べ人数）	44,000	54,753	55,559	60,000	65,000	延べ人数の増加、一人あたりが複数の会場に参加している数の増加を表す。

（問題点・課題）	1	介護予防事業の拡充により健康推進リーダーの需要が増えていること、またリーダーの高齢化などにより、リーダーの活動者数が不足している。
	2	参加者が増加しているため、会場が手狭になったり、区全域にバランスよく確保できていないために、参加したくてもできない高齢者がいる。今後さらに介護予防を普及していくためにも会場の確保が重要である。
	3	参加者やリーダーの事故防止と生活習慣病をはじめとする健康管理に取り組む必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）	

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
ころばん体操会場の確保にむけて新規ひろば館やその他の民間の施設を含む空きスペースをもつ施設への働きかけを行う。	普及・啓発をさらに広めることが可能である。
リーダー養成講座に受講する人数を増やすために、チラシや区報、ホームページだけでなく、高年者クラブなど他団体へもPRする。また、実施回数や時期などの検討を行なう。	活動しているリーダー数の増加
・血圧計の設置、椅子の買換えなどの環境整備 ・保健師・歯科衛生士による会場ごとの健康教育 ・特定高齢者把握事業と連携させ、介護予防プランの受け皿として活用する	・参加者やリーダーが安全にころばん体操に参加でき、健康の維持増進ができる。 ・より効果的な介護予防を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	介護予防の周知を図るため、ころばん体操の一層の普及を推進する。

議 会 要 旨 問 答 状	平成16年二定	介護予防の推進について
	平成18年二定	荒川ころばん体操の成果と区民への周知について 高齢者が元気になる介護予防の推進について

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	荒川せらばん体操		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦	
			担当者名	三和田富美	内線	2666	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	通所介護予防事業費（53-14-50-01）						
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	16年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	介護予防の推進[02-02]					
目的	特定高齢者や虚弱高齢者の下肢筋力向上を図り、高齢者のQOL (Quality of Life)を高め、要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態の軽減を図る。						
対象者等	要介護状態になる恐れのある高齢者（特定高齢者）、虚弱な高齢者（要支援、要介護度1・2の方など）を対象とする。						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 マシンを使わない筋力トレーニングであり、個人の下肢筋力に合わせて、リハビリ用に開発されたラバー製の帯（セラバンド）の強度を選択し、小集団で体操を行う。 2 平成16年後から18年度の3年間に、区内10ヶ所の高齢者通所サービスセンターにおいて、1回に1時間30分程度で週2回を約3か月間、教室形式で実施した。 3 実施を継続している事業者向けにフォローアップ教室を実施する。 19年度は7か所で実施 4 実施を希望している事業者向けの講習会を実施した。 19年度は2回実施した。 						
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 せらばん体操は平成16年度にマシンを使わない筋力トレーニングとして、首都大学東京（以下、大学）と区が共同で開発した。 2 平成16年～18年度には区立在宅高齢者通所サービスセンター（以下高齢者通所SC）10か所に委託方式で合計14コースを実施した。1コースの期間を、週2回で3か月間とした。 3 事業の効果評価として、実施前と実施後に体力測定やアンケートを行い体操の効果を検証した。 4 平成19年度には高齢者通所SCに対してフォロー教室を実施した。また、介護サービス事業者向けに講習会を実施した。 						
必要性	特定高齢者及び虚弱高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、一般高齢者の筋力向上にも効果がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 介護サービス事業者を対象とした講習会を実施している。また、荒川ころばん体操・おたっしやランチ・おげんきランチの会場でもせらばん体操を取り入れている。						

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額	-	-	2,020	10,876	4,603	574	165
	決算額（20年度は見込み）			4,531	6,351	5,702	335	165
	人件費				2,069	2,031	1,110	
	【事務分担量】（%）				24	49	15	
	合計（+）	0	0	4,531	8,420	7,733	1,445	165
	国（特定財源）			1,010	3,180	1,151	83	41
	都（特定財源）			505	1,589	575	41	21
	その他（特定財源）					1,427	252	103
一般財源	0	0	3,016	3,651	4,580	1,069	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	教室実施回数(コース数)			3	6	5	-	-
	参加者数(延人員)			1,520	3,032	2,900	-	-
	フォロー実施会場数			-	-	-	8	-
	講習会実施			-	-	-	2	2

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	運営委託料	5,702				
	報償費			体操フォロー	207		
				講習会	46	講習会	52
	使用料及び賃借料			講習会会場使用料	0	講習会会場使用料	11
	一般需用費			消耗品費	82	消耗品費	102

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	教室参加者数	120	154	-	-	-	委託は18年度で終了
	フォロー教室実施会場数	-	-	8	-	-	19年度で終了
	講習会参加者数	-	-	9	10	15	介護予防事業所職員対象に実施

(問題点・課題)	<p>1 委託による実施は18年度で終了したため、今後は介護者サービス事業者が継続して実施していくよう支援していく必要がある。</p> <p>2 他の事業者が予防給付のメニューとして実施できるような体制づくりが必要である。</p> <p>3 元気高齢者や虚弱高齢者を対象に広く普及・啓発していく必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
事業者が予防給付として実施出来るよう研修などを実施していく。	マシンを使わない筋力向上トレーニング事業として、事業者が継続実施することにより、予防給付対象者の介護予防を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	虚弱高齢者の身体機能の向上を図る。

(状況)	
------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	ふれあい健康教室	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦																																								
		担当者名	稲葉裕子	内線	2666																																								
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	通所介護予防事業費(53 14 50 01)																																												
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業																																									
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法																																								
終期設定	有	無	年度																																										
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																																								
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																																											
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																																											
	施策	介護予防の推進[02-02]																																											
目的	区民に身近なひろば館やふれあい館で軽易な体操や簡単なゲーム等を行うことによって、高齢者の閉じこもり予防や健康づくりを推進する。																																												
対象者等	特定高齢者・虚弱高齢者																																												
内容	<p>1 実施状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>会場</td> <td>小沼</td> <td>荒木田</td> <td>瑞光</td> <td>西尾久</td> <td>西日暮里</td> <td>町屋2</td> <td>南千住5</td> <td>東日暮里</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>実施回数（回）</td> <td>12</td> <td>24</td> <td>12</td> <td>24</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>参加 18年度</td> <td>154</td> <td>376</td> <td>118</td> <td>120</td> <td>106</td> <td>129</td> <td>32</td> <td>49</td> <td>1,084</td> </tr> <tr> <td>延人数 19年度</td> <td>157</td> <td>361</td> <td>105</td> <td>163</td> <td>110</td> <td>150</td> <td>32</td> <td>88</td> <td>1,166</td> </tr> </table> <p>2 ひろば館は月1回、ふれあい館は月2回実施している。</p> <p>3 教室の運営はふれあい健康リーダーが行なう。 （リーダーの役割：会場設営、受付、グループワーク・体操・ゲームの実施、後片付け、実施録記入及び報告）</p> <p>4 健康運動士を年60回雇い上げ、高齢者の安全な運動の進め方やストレッチなどの指導を取り入れている。</p>					会場	小沼	荒木田	瑞光	西尾久	西日暮里	町屋2	南千住5	東日暮里	計	実施回数（回）	12	24	12	24	12	12	12	12	120	参加 18年度	154	376	118	120	106	129	32	49	1,084	延人数 19年度	157	361	105	163	110	150	32	88	1,166
会場	小沼	荒木田	瑞光	西尾久	西日暮里	町屋2	南千住5	東日暮里	計																																				
実施回数（回）	12	24	12	24	12	12	12	12	120																																				
参加 18年度	154	376	118	120	106	129	32	49	1,084																																				
延人数 19年度	157	361	105	163	110	150	32	88	1,166																																				
経過	<p>1 13年度から、公衆浴場の協力を得て開始した。15年度からは浴場のほか、ひろば館でも実施した。</p> <p>2 18年度からは会場が狭く参加者が少ないため、公衆浴場を中止し、ひろば館とふれあい館で実施している。</p>																																												
必要性	外出の機会確保や運動などのきっかけづくりの場とするため、身近な会場で実施する必要がある。																																												
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>社会福祉協議会に事業を委託し実施している。 会場の確保・リーダー育成・リーダーフォローは区が行なう。</p>																																												

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	952	1,666	2,210	2,207	895	901	901	
決算額（20年度は見込み）	952	1,557	2,210	2,170	894	884	901	
人件費				1,034	171	171		
【事務分担量】（%）				12	2	2		
合計（+）	952	1,557	2,210	3,204	1,065	1,055	901	
国（特定財源）						221	225	
都（特定財源）			1,657	1,627		110	113	
その他（特定財源）						553	563	
一般財源	952	1,557	553	1,577	1,065	171	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	実施会場数			15	15	8	8	8
	参加者数(延べ人数)			1,266	1,217	1,084	1,166	1,200
	ふれあい健康リーダー数(年度末)			18	18	14	17	18

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	委託料	教室運営委託	894	教室運営委託	884	教室運営委託	901

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	実施会場数	15	8	8	8	8	ひろば館 6か所×月1回 ふれあい館 2か所×月2回
	参加者数（延人員）	1,217	1,084	1,166	1,200	1,200	参加延人員
	ふれあい健康リーダー数	18	14	17	18	20	

（問題点・課題分析）	<ol style="list-style-type: none"> 1 開催頻度が月1回の会場は習慣化されにくい面がある 2 ひろば館は2階が畳であり、階段や畳は膝痛などが多い虚弱高齢者には利用しづらく、転倒等の危険性もある。 3 類似した事業として、社会福祉協議会が行なっているふれあい粋・活サロンもあり、整合性の検討が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
月2回実施できるひろば館やふれあい館の確保	高齢者の閉じこもり防止のため、より身近な場所で実施することにより、虚弱高齢者や特定高齢者にも参加しやすい。
参加者が少ない会場について、その原因を明らかにし、実施会場の変更などを検討する。	参加者数が増え、より効果的な事業とすることができる。
ふれあい健康教室とふれあい粋・活サロンの統合を視野に入れ、社会福祉協議会やリーダーと検討していく。	ふれあい健康教室で蓄積された豊富なプログラムと、粋・活サロンの地域ネットワーク形成が組み合わせられて、より魅力ある閉じこもり予防事業の展開ができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	高齢者の閉じこもり予防のため、より身近な場所で実施する。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	学校給食を活用した高齢者会食サービス 事業費（おたっしランチ）	部課名 担当名	福祉部高齢者福祉課 青山米子	課長名 内線	大内和彦 2666
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（20年度）	通所介護予防事業費（53 14 50 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	16年度	根拠 法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	区立小学校のランチルームで高齢者にバランスのとれた給食を提供するとともに、ころばん体操やせらばん体操を行い、高齢者の健康維持と閉じこもりの予防、孤独感の解消を図る。また、高齢者と児童との世代間交流を実現する。				
対象者等	学校へ自力で往復できる特定高齢者及び虚弱高齢者				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施校で週1回20食を上限に給食を提供する。 2 時間と内容 午前11時30分（自己紹介、グループワーク、手遊び等のゲーム、歌） 午前11時50分（ころばん体操・せらばん体操） 午後12時10分（手洗い、トイレ休憩、配膳準備） 午後0時20分～1時（食事） 準備・後片付けは10時30分～1時30分、月1回程度児童との会食会を実施する。なお、参加児童数、学年は各学校で決定する。 3 費用は1回につき参加費300円を徴収する（食材料費相当） 4 給食費の支払いは高齢者分は当日、欠席分及びリーダー分は高齢者福祉課より翌月に支払う。 5 ランチリーダーには謝礼として（@840円×3時間）を支払っている。 				
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 17年2月から1校で試行的に実施し、17年9月から5校に拡大した。 2 18年9月からは新たに4校が実施し、合計9校となる。 3 19年9月から新たに3校が実施し、合計12校となる。 平成17年2月～（宮前小学校） 平成17年9月～（第二峡田小学校、第七峡田小学校、第六日暮里小学校、汐入小学校） 平成18年9月～（第五峡田小学校、尾久小学校、尾久第六小学校） 平成19年2月～（第二日暮里小学校）、平成19年3月で汐入小学校は終了 平成19年5月～（第三瑞光小学校） 平成19年9月～（尾久西小学校、第九峡田小学校、第六瑞光小学校） 				
必要性	介護予防を目的とした地域支援事業として、閉じこもり予防や栄養改善等を目的に実施する必要がある。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） おたっしランチリーダー養成講座を実施し、講座を受講した区民がおたっしランチリーダーとして運営を担っている。一校につき5～6名が担当し毎回3名が輪番で行う。随時、リーダー連絡会やフォロ一教室を実施する。参加者の決定は区及び地域包括支援センターが行う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	64	1,987	6,306	6,463	5,431	
決算額（20年度は見込み）			64	777	3,043	4,649	5,431	
人件費				3,189	2,278	4,135		
【事務分担当】（%）				37	31	89		
合計（+）	0	0	64	3,966	5,321	8,784	5,431	
国（特定財源）					760	1,162	1,358	
都（特定財源）				388	380	581	679	
その他（特定財源）							3,394	
一般財源	0	0	64	3,578	4,181	7,041	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	実施校数			1	5	9	12	12
	実施延べ回数			6	127	252	386	480
	参加実人員			18	79	179	169	180
	参加延べ人数			82	1,305	2,378	4,075	4,500

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	ランチリーダー謝礼	1,890	ランチリーダー謝礼	2,903	ランチリーダー謝礼	3,629
	賄費	欠席者分、リーダー分	469	欠席者分、リーダー分	768	欠席者分、リーダー分	1,296
	一般需用費	消耗品	684	消耗品	978	消耗品	506

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	実施会場数	5	9	12	12	12	
	参加人数	79	179	169	180	200	実人数
	体力測定、生活活動能力指標		50	200			BMI、歩行速度、握力等 老研式生活活動能力指標

（問題点・課題）	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括支援センターが行う特定高齢者把握事業、介護予防プランの中で当事業を活用していくための体制整備を図る必要がある。 2 一定期間継続参加できるよう個別に参加勧奨を行うなどの工夫が必要である。 3 参加状況に合わせて、実施前後の効果測定と評価ができるような体制づくりが必要である。
他区の実況	（ 実施 0 区 未実施 22 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
地域包括支援センターとの連携を図る	対象者の選定やフォローが介護予防プランの中に位置づけられ、適時適切に対応できる
一定期間の継続参加を促し、参加状況に合わせて、実施前後の効果測定を行う	本人が効果を実感でき、参加意欲を高めることができる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の閉じこもり予防や栄養改善を図れるとともに、運動機能向上の効果も期待できる

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	高齢者施設を活用した高齢者会食サービス事業費（おげんきランチ）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	森裕子	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	通所介護予防事業費(53-14-50-01)				
事務事業の種類	新規事業	（ 20年度 19年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	高齢者通所サービスセンターで高齢者に食事を提供するとともに、歌やゲーム、健康体操を行い、高齢者の低栄養予防、健康維持・増進、閉じこもり予防、孤独感の解消を図る。				
対象者等	施設に自力で往復できる特定高齢者・虚弱高齢者				
内容	<p>1 各会場で週1回給食を提供している。 南千住中部在宅高齢者通所サービスセンター：水曜日、午前11時～午後1時 グリーンハイム荒川デイサービスセンター：月曜日、午前11時30分～午後1時30分 デイサービスセンター花の木ハイム荒川：水曜日、午前11時30分～午後1時30分 東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター：木曜日、午前11時～午後1時 西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター：水曜日、午前11時～午後1時 サンハイム荒川デイサービスセンター：火曜日、午前11時～午後1時</p> <p>2 プログラム 自己紹介、グループワーク、手遊び等のゲーム、歌など(30分間) ころばん体操、せらばん体操(30分間) 食事、食後のお茶、次回の案内(60分間)</p> <p>3 食事の提供（参加費は500～600円を食費として施設に直接支払う） 事前予約制なのでキャンセル料が発生する時もある</p> <p>4 事業運営は施設、健康運動士やランチリーダーに施設から協力依頼している。</p>				
経過	平成17年2月から学校における高齢者会食サービス（おたっしゃランチ）を実施しているが、高齢者にとって身近な会場に参加したいとの要望があり、18年6月から高齢者施設で開始した。				
必要性	介護予防を目的とした地域支援事業として、閉じこもり予防や栄養改善を目的に実施する。				
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 区立在宅高齢者通所サービスセンター6ヶ所に委託して実施する（20年度委託契約額計4,269,007円） 委託先は18・19年度はグリーンハイム荒川、西日暮里通所サービスセンター、南千住中部通所サービスセンター、東日暮里通所サービスセンター、花の木ハイム荒川である。平成20年度はサンハイム荒川を加えた6ヶ所で実施。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	3,586	4,270	4,880	
決算額（20年度は見込み）					3,185	3,778	4,880	
人件費					342	427		
【事務分担量】（%）					4	5		
合計（+）	0	0	0	0	3,527	4,205	4,880	
国（特定財源）					796	944	1,220	
都（特定財源）					398	472	610	
その他（特定財源）							3,050	
一般財源	0	0	0	0	2,333	2,789	0	
実績の推移								
	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	実施会場数					5	5	6
	実施延べ回数					198	247	288
	参加実人員					70	71	80
	参加延べ人員					1,378	1,843	2,000

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	サービスセンター業務委託	3,185	サービスセンター業務委託	3,778	サービスセンター業務委託	4,880

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	実施会場数	-	5	5	6	7	1箇所10名程度まで
	参加人数	-	70	71	80	90	
	体力測定、生活活動能力指標		36	41			BMI 歩行速度 握力 老研式生活活動能力資料等

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 9 区 未実施 13 区） 施設を問わず会食会を実施している区

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
地域包括支援センターとの連携を図る。	対象者の選定やフォローが介護予防プランの中に位置づけられ、適時、適切に対応できる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の閉じこもり予防や栄養改善を図ることができる。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	認知症予防教室・講演会	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	柏陽子	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	通所介護予防事業費（53-14-50-01） 介護予防普及啓発事業費（53-28-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法
終期設定	有 無		年度		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	1 認知症予防についての教室及び講演会を開催し、認知症の発症を抑制・遅延させる活動の実践を促すとともに、認知症予防活動グループの組織化を支援する。 2 認知症について理解し、介護について学ぶ機会を提供する。 3 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをすすめる。				
対象者等	区内在住・在勤の方。予防教室は特定高齢者であって認知症リスクのある方も対象とする。				
内容	1 認知症予防教室 専門家による講義やグループワークなどの実技を行う。 受講後、認知症予防活動グループを立ち上げる。グループの立ち上げ・自主化に向けてはNPO認知症予防サポートセンターの民間技能者より支援を受ける。また、既存の活動グループを紹介していく。 認知症予防活動グループに移行していくための支援、グループ活動を継続していくことが出来るようにグループ交流会などの支援を行う。 19年度実績：5回実施、188名参加 2 認知症講演会 認知症の予防・認知症の理解と介護についての講義 認知症に関する情報提供 認知症サポーター劇団・あら笑座による上演「誰かいるだけで」 19年度実績：3回実施、234名参加 3 脳の健康教室 モデル実施する団体に対して、教室の開催に要する経費を助成する。 効果を検証するとともに、高齢者の認知症予防を図る。				
経過	1 13年度から予防教室は年1～2コース実施してきており、認知症予防活動活動グループは、8グループが活動している。 2 講演会は認知症予防のための講演会と介護講演会を実施してきている。 3 高齢者通所サービスセンターでも介護者教室を行っているが、通所者の家族を対象にしているため、それ以外の地域住民の理解も必要であり、介護講演会を実施する予定である。				
必要性	1 認知症の方は高齢化の進展とともに増加しており、予防を図ることが重要である。 2 認知症高齢者や家族を理解し支援するまちづくりが求められている。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1 予防教室終了後、認知症予防活動グループを立ち上げ、グループ活動支援を行う。支援の一環として、活動中のグループ交流会を行う。 2 介護講演会は認知症を知り、地域をつくるキャンペーンの一環として実施する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額			370	521	353	382	2,369	
決算額（20年度は見込み）	227	280	288	299	231	305	2,369	
人件費				6,033	3,409	2,684		
【事務分担当量】（%）				70	50	52		
合計（+）	227	280	288	6,332	3,640	2,989	2,369	
国（特定財源）						224	592	
都（特定財源）						38	296	
その他（特定財源）						43	1,481	
一般財源	227	280	288	6,332	3,640	2,684	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予防教室開催回数			6	5	5	5	5
	予防教室参加者数			253	229	116	177	180
	講演会開催回数			1	3	3	2	3
	講演会参加者数			69	229	200	234	250

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	教室報償費	講師謝礼	78	講師謝礼	96	教室等講師謝礼	490
	教室使用料	使用料・賃借料	10	使用料・賃借料	0	教室等会場使用料	20
	教室需用費	消耗品	49	消耗品	50	消耗品	55
	講演会報償費	講師謝礼	85	講師謝礼	85	講師謝礼	113
	講演会使用料	使用料・賃借料	9	使用料・賃借料	13	会場使用料	13
	講演会需用費	消耗品		消耗品	61	消耗品	78
	負担金補助及び交付金					脳の健康教室補助金	1,600

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	活動グループ数	7	9	8	9	11	自主グループ数
	講演会	229	200	234	250	270	参加者数

（問題点・課題）	<p>1 認知症予防を目的とした自主的なグループ活動にするため、一定期間は具体的な支援が必要であり、認知症予防活動をさらに普及発展させる必要がある。</p> <p>2 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者も増加することが予想される。さらに、認知症について普及啓発を図ることが重要である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
認知症予防について、あらゆる機会を捉えて普及啓発していく。	認知症予防について広く普及啓発でき、より早期の予防活動や受診に繋げることができる。
家族会や介護団体等の関係団体と連携・協力していく。	認知症高齢者や家族の理解について、普及啓発できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	認知症予防及び認知症高齢者に対する正しい理解についての普及啓発を図る。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	低栄養予防教室・講演会	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	崎野美和	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	通所介護予防事業費（53-14-50-01） 介護予防普及啓発事業費（53-28-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	介護保険法 地域保健法、健康増進法
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	高齢者の低栄養の改善が老化の進行を遅らせ、介護予防に効果があることを理解し、自らの食生活を見直し、実践できるようにする。				
対象者等	【低栄養予防教室】 生活機能評価で特定高齢者と選定された方と一般高齢者 【低栄養予防講演会・依頼による栄養教室】 一般高齢者・介護サービス事業従事者等				
内容	<p>【はつらつ栄養講座】 栄養士及び歯科衛生士を講師とし、地域包括支援センターの協力を得て2日制の教室を実施する。会場は地域包括支援センターが設置されている高齢者通所サービスセンター等で実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 講義 「低栄養を予防する食事」 2 グループ演習 「市販弁当の栄養バランス調べと献立の立て方」 3 調理実演と試食 4 口腔保健の実際（歯みがき・義歯の手入れ・咀嚼力判定・嚥下体操など） 5 実績 10回 221人 <p>【低栄養予防講演会】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 講演「介護予防は栄養改善から」 2 講師 神奈川県立保健福祉大学栄養学科 杉山みち子 3 日時・会場・参加者数 平成19年9月7日 サンパール荒川 50名 				
経過	一般に栄養改善はメタボリック症候群の予防が注目を集めているが、高齢者はたんぱく質などの必要な栄養素が不足していることが多いため、低栄養を予防する食生活が重要である。18年度から健康推進課の栄養士の協力を得て教室を開始した。 高齢者が参加しやすいように、教室の名称を19年度からは教室の名称を「はつらつ栄養講座」に変更した。				
必要性	高齢者はたんぱく質の摂取不足や偏った食生活により、栄養状態が低下し、その結果老化が進み、筋力が低下し要介護状態に陥り易い。これを予防するため、早期に低栄養のリスクを発見し、食生活の改善を図る必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	管理栄養士と雇い上げ栄養士により、出張方式で実施する。				

		(単位：千円)						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	471	632	3,353
	決算額(20年度は見込み)					471	320	3,353
	人件費					769	744	
	【事務分担量】(%)					9	25	
	合計(+)	0	0	0	0	1,240	1,064	3,353
	国(特定財源)						80	839
	都(特定財源)						40	419
その他(特定財源)					471	200	2,095	
一般財源	0	0	0	0	769	744	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	低栄養予防教室(回数)					10	8	10
	低栄養予防教室(参加人数)					180	183	220
	低栄養予防講演会(回数)					-	1	1
	低栄養予防講演会(参加人数)					-	50	50
	依頼による栄養教室(回数)					-	-	10
	依頼による栄養教室(参加人数)					-	-	200

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬						栄養士非常勤報酬
共済費						栄養士非常勤共済費	368
教室報償費	教室栄養士謝礼	200		教室栄養士謝礼	218	教室栄養士謝礼	218
教室需用費	教室消耗品	271		教室消耗品	92	教室消耗品	135
印刷製本費				教室印刷製本	0		
講演会報償費				講演会報償費	4	講演会報償費	39
講演会需用費				講演会消耗品	0	講演会消耗品	12
講演会使用料				講演会会場使用料	6	講演会会場使用料	4

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	【低栄養予防教室】参加人数	-	180	183	220	230	
	【低栄養予防講演会】参加人数	-	-	50	50	100	
	依頼による低栄養予防教室 (回数)	-	-	-	10	15	
	依頼による低栄養予防教室 (参加人数)	-	-	-	200	300	
	個別指導・ 栄養予防プランの作成	-	-	-	30	50	地域包括支援センターからの依頼による特定高齢者への指導

(問題点・課題)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括支援センターが行なう特定高齢者把握事業と連携を図り、栄養改善の必要な高齢者に参加をすすめ、介護予防のシステム化を図る必要がある。 2 低栄養を改善するには学習するだけでなく、栄養士による調理実演や試食など体験学習を取り入れ内容の充実を図る必要がある。 3 特定高齢者に対しては、栄養士による個別の栄養ケアプランを作成し指導する必要がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 なし 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	管理栄養士を配置し、特定高齢者を対象に個別に介護予防プランを作成する体制を整備する必要がある。	低栄養のリスクのある高齢者に参加を促し、より効果的な介護予防事業とする
	介護スタッフ向けの講習会や介護者教室を実施する。	介護者が低栄養を予防する食生活を実践することにより、要介護状態の重度化を予防できる。
	高年齢団体を対象に、低栄養予防をテーマとした教室を実施できるよう普及啓発に努める。	低栄養予防についての理解を深め、日常生活での習慣化が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	高齢者が生き生きと生活してゆくためには、低栄養のリスクを早期に発見し食生活の改善を図ることが重要である。

議(要旨)状況	
---------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	健康推進リーダー育成	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	福原理華	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	地域介護予防活動支援事業費(53-35-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	14年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	区民の中から、ふれあい健康教室、ころばん体操、せらばん体操、おたっしランチを推進するリーダーを育成することにより、介護予防事業を地域に広く展開する。				
対象者等	介護予防事業に関心があり、健康推進リーダーとして活動する意欲をもった方				
内容	<p>1 各事業ごとにリーダーの養成講座を開催している。</p> <p>(1) 荒川ころばん・せらばん体操：年1回5月から約10回の講座を実施 各体操の講義・実技、教室の運営について、認知症、転倒しにくい環境、ボランティアについて</p> <p>(2) ふれあい健康教室・おたっしランチ：年1回 介護予防事業のねらいと内容、リーダーの役割、各体操の講義・実技</p> <p>2 ころばん・せらばん体操リーダー養成は首都大学東京健康福祉学部の協力を得て実施している。</p> <p>3 リーダー支援として、年間を通して、体操やレクについてのフォロー講座やリーダー同士の情報交換を中心とした連絡会を実施し情報提供・参加者との関わり方等の学習の場としている。</p> <p>(1) 荒川ころばん・せらばん体操：活動中のリーダーを対象に約2か月に1回連絡会を実施。また、その中で人間関係や体操の方法などのフォロー講座も開催している。また、他自治体との交流会を実施することで、リーダーの役割を理解し、普及啓発の原動力につなげる。</p> <p>(2) ふれあい健康教室：2ヶ月に1回連絡会を実施。各会場のレクや参加者の状況などを報告。</p> <p>(3) おたっしランチ：年3回～4回実施。体操やレクなどの講習や情報交換を実施。</p>				
経過	<p>14年度 ふれあい健康リーダーと認知症予防活動リーダー養成講座を開始した。</p> <p>15年度 ころばん体操を広く区民に普及させることを目的に荒川ころばん体操推進リーダーを育成</p> <p>16年度 せらばん体操リーダーを育成</p> <p>17年度 おたっしランチ開始に伴い、おたっしランチリーダー育成</p> <p>19年度 荒川ころばん体操の積極的な普及啓発を行うことを目的にころばん体操キャラバン隊を結成</p>				
必要性	介護予防事業を広く展開するうえで健康推進リーダーの育成は必要不可欠なものとなっている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 養成講座と連絡会などを各事業ごとに開催し、必要に応じて合同の研修会を企画する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額			645	777	835	1,271	985	
決算額(20年度は見込み)		411	225	456	502	599	985	
人件費				7,154	5,293	7,173		
【事務分担量】(%)				83	98	135		
合計(+)	0	411	225	7,610	5,795	7,772	985	
国(特定財源)						144	246	
都(特定財源)						72	123	
その他(特定財源)						361	616	
一般財源	0	411	225	7,610	5,795	7,195	0	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
養成講座修了者数	10	102	51	61	128	42	60	
連絡会参加者数(延べ)	44	550	258	460	782	1,887	2,000	
リーダー活動者数(延べ)	10	107	170	180	210	230	250	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	報償費	講師謝礼	413	リーダー講座謝礼	523	リーダー養成講座等謝礼	545
	食料費			リーダー交流会食料費	22	リーダー交流会食料費	9
	一般需用費	消耗品	89	消耗品	0	講座消耗品	166
	役務費	ボランティア保険	53	ボランティア保険	50	講座テキスト印刷製本	126
	使用料及び賃借料	会場使用料	0	会場使用料	4	推進リーダー傷害保険	84
						会場使用料	55

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	養成講座修了者数	61	128	42	45	45	19年度内訳 ころばん・せらばん22名 ふれあい・ランチ20名
	リーダー活動者数	180	210	177	190	235	19年度内訳 ころばん・せらばん111名 ふれあい・ランチ66名

（問題点・課題）	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動しているリーダーのモチベーションを維持し、資質の向上を図るために、フォローアップ研修やリーダー交流会にも創意工夫が重要である。 2 男性の参加が少なく、男性の参加を促す工夫を検討する必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 7 区 未実施 15 区）</p> <p>千代田区、港区、文京区、品川区、板橋区、練馬区、足立区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
リーダーの高齢化への対応を検討する。	新たなリーダーの確保ができる。
リーダー組織としての体制整備を図る。	情報の伝達や共有化がスムーズにできる リーダー間の円滑な人間関係を構築できる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	介護予防事業を広く展開していくうえで必要性が高い。

況議（要旨）	<p>19年度三定 高齢者対策について 介護保険制度・地域支援事業を活用した介護支援ボランティア制度の実施</p>
--------	---

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	出張健康相談	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	三和田富美	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	介護予防普及啓発事業費(53-28-50-01)				
事務事業の種類	新規事業	(20年度 19年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	57年度	根拠	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、健康増進法
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	理学療法士が家庭を訪問し、リハビリ指導や福祉用具や住宅改修等についての助言を行うことによって、療養環境等の整備と家族介護力の育成、虚弱高齢者の介護予防と健康の保持増進を図る。				
対象者等	区内在住の65歳以上の者およびその家族、介護関係者を対象に実施。ただし、難病などに罹患している方は65歳未満も対象とする。また、高齢者施設などの利用者や職員等を対象に小集団指導も行う。				
内容	1 個別指導 リハビリを必要とする患者およびその家族、介護関係者（訪問看護師・ケアマネージャー・地域包括支援センターなど）から相談を受けて、理学療法士、保健師等が家庭訪問により、リハビリ指導、福祉用具や住宅改修についての助言を行う。 2 集団指導 ころばん体操教室等の介護予防を目的とした教室に出向き、身体機能などの評価、指導を行う。				
経過	平成12年度から高齢者の健康教室について、保健所より高齢者保健福祉課（12年度当時）に事務移管				
必要性	介護予防について集団を対象に広く普及・啓発するとともに、個別での身体動作機能評価や介護方法等、在宅介護や介護予防に関する理学療法士の専門的な指導・助言が必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 訪問や健康教室等により実施する				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額			797	797	797	797	797
	決算額（20年度は見込み）			797	797	797	797	797
	人件費				1,465	2,169	1,025	
	【事務分担量】（%）				17	29	12	
	合計（+）	0	0	797	2,262	2,966	1,822	797
	国（特定財源）						200	200
	都（特定財源）						98	98
	その他（特定財源）						499	499
一般財源	0	0	797	2,262	2,966	1,025	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	実施日数			48	48	48	48	48
	個別指導人数			68	79	89	93	96
	集団指導人数			212	36	0	6	10

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	報償費	理学療法士雇上げ	797	理学療法士雇上げ	797	理学療法士雇上げ	797

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	指導件数(個別)	79	89	93	96	120	個人及び介護サービス事業者への指導・助言
	指導人数(集団)	36	0	6	10	10	小集団を対象に指導・助言

(問題点・課題)	<p>介護予防を目的とした理学療法士の指導は今後益々必要となることが予想される。地域包括支援センターが実施する介護予防プランでの活用も増えてきている。介護保険法の改正により、予防が重視されニーズは増大している。</p>
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（ 実施 10 区 未実施 12 区 ）</p> <p>千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、目黒区、大田区、杉並区、板橋区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
地域包括支援センターやケアマネージャーに本事業の活用を促す	個別の介護予防プランに反映でき、効果的な働きかけができる。また、理学療法士が配置されていない事業所への技術支援を図ることができる
地域団体を対象に介護予防について広く普及・啓発を図る	介護予防や健康づくりについて、地域ぐるみで取り組む契機となる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する。

(議会要旨)	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	認知症キャラバン・メイト	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	稲葉裕子	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	家族介護支援事業費（53-70-60-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法
終期設定	有 無		年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをすすめる。				
対象者等	区内在住・在勤の方				
内容	<p>1 認知症キャラバン・メイト養成講座（受講時間は1日6時間） キャラバン・メイトは行政職員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、民生児童委員、医師、看護師、家族会会員、認知症介護実践リーダー研修受講者などの研修受講資格を持ち、認知症キャラバン・メイト養成講座を受講した方が全国キャラバン・メイト連絡会事務局に名簿登録され活動できる。 キャラバン・メイトはより多くの方々に認知症の知識を伝える講師役となり、認知症サポーターを養成する。 研修の内容：「認知症を知り地域をつくる10か年」について、「認知症サポーター100万人キャラバン」に取組む社会的背景、サポーターに伝えたいこと、講座の運営方法など</p> <p>2 認知症サポーター養成講座（受講時間は1時間～1時間30分） 認知症サポーターは認知症高齢者や家族を理解し、自分のできる範囲で支援する役割を持つ。 講座の内容 ・キャンペーンビデオの映写20分 ・認知症の理解 ・認知症サポーターができること ・認知症に関する区の事業や相談連絡先について 実施計画書・実施報告書を毎月に全国キャラバン・メイト連絡会事務局に報告する。</p> <p>3 認知症キャラバン・メイト連絡会 区や地域包括支援センター、民生委員、およびサポーター養成講座で活動しているキャラバン・メイトの連絡会を実施し、認知症サポーターの育成や関係機関とのネットワーク構築について検討する。</p>				
経過	<p>1 19年度にキャラバン・メイト養成講座を実施し、19年度からサポーター養成講座を行っている。</p> <p>2 19年度に自主グループである認知症サポーター劇団「あら笑座」結成。演劇を通して普及啓発活動を行っている。</p>				
必要性	認知症高齢者や家族を理解し支援するまちづくりが求められている				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <p>1 認知症キャラバン・メイトを育成し、メイトはサポーター養成講座の講師役となる。また、メイトを中心に関係機関や組織・団体等への働きかけや協力・連携体制づくり、ネットワーク化を推進する。</p> <p>2 地域団体や職域団体・学校等を対象に認知症キャラバン・メイトを派遣し、サポーター養成講座を実施する。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	1,987	
決算額（20年度は見込み）							1,987	
人件費						683		
【事務分担量】（%）						8		
合計（+）	0	0	0	0	0	683	1,987	
国（特定財源）							805	
都（特定財源）							402	
その他（特定財源）							780	
一般財源	0	0	0	0	0	683	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	サポーター養成講座実施回数						15	-
	サポーター登録者数						403	600

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金					保健師雇上げ	1,374
	報償費					養成講座等講師謝礼	464
	一般需用費					養成講座消耗品	71
	使用料及び賃借料					サポーター登録証印刷製本	61
						養成講座会場使用料	17

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	キャラバン・メイト登録者数	-	48人	55人	60名	70名	19年度未登録数
	サポーター数 (サポーター養成講座受講者数)	-	-	15回 403名	600名	700名	
	キャラバン・メイト連絡会	-	-	4回	5回	5回	

（問題点・課題）	<p>1 高齢化が進むことに伴い、認知症高齢者も増加することが予想される。さらに、認知症について普及・啓発を図ることが重要である。</p> <p>2 「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」のためには、サポーター養成講座を計画的に積極的に実施していくことが必要であり、その実施体制の充実が課題である。また、地域のネットワークづくりを目指して、キャラバン・メイト連絡会やフォローアップ講座や学習会等も実施していく必要性がある。</p> <p>3 サポーターが具体的に何ができるか考えられるよう、他の地域での取り組みの紹介や具体的な活動の場の提供について検討する必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
活動できる認知症キャラバン・メイトを養成する。	サポーター養成講座の拡大・充実を図ることができる。
認知症サポーター養成講座を区職員をはじめ、職能団体・地域団体・学校等を対象に計画的に積極的に実施していく。	サポーター養成講座を計画的に実施することにより、地域ネットワークの基盤をつくることことができる。
認知症キャラバン・メイトの情報共有や成果発表の場を確保し、サポーターの活動について検討する。	キャラバン・メイトの力量形成を図り、地域のネットワークづくりができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	重点的に推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症を正しく理解し、認知症高齢者や家族を支援していく地域づくりに貢献できる。 ・高齢化の進展に伴い、認知症高齢者が急増していることから、認知症になっても地域で安心して暮らせるまちづくりは急務である。

況議会（要質問状）	平成18年二定 区民との協働で「認知症を知るキャンペーン」の積極的推進について
-----------	---